

【住宅財形】

2020年4月1日を効力発生日として、勤労者財産形成住宅貯蓄約款を下記のとおり変更します。

1. 新旧対照表

(変更箇所は、下線部)

新	旧
<p>第1条（約款の趣旨）</p> <p>この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）とSMBC日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の勤労者財産形成促進法（以下「財形法」といいます。）にもとづく勤労者財産形成住宅貯蓄（以下「財形住宅貯蓄」といいます。）にかかる投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）の買付け等に関する取決めです。</p> <p>当社は、この約款にしたがって「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」（以下「財形住宅貯蓄契約」といいます。）を申込者と締結します。</p>	<p>第1条（約款の趣旨）</p> <p>この約款は、お客様（以下「申込者」といいます）とSMBC日興証券株式会社（以下「当社」といいます）との間の勤労者財産形成促進法にもとづく勤労者財産形成住宅貯蓄（以下「財形住宅貯蓄」といいます）にかかる投資信託受益権（以下「受益権」といいます）の買付け等に関する<u>とりきめ</u>です。</p> <p>当社は、この約款にしたがって「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」（以下「財形住宅貯蓄契約」といいます）を申込者と締結します。</p>
<p>第3条（財形住宅貯蓄契約および申込方法）</p> <p><u>1.</u>（省略）</p> <p>2. 申込者は、所定の「財産形成住宅貯蓄申込書」（以下「申込書」といいます。）に買付けを希望する申込コース名その他必要事項を記入のうえ署名捺印し、これを申込者の事業主または財形法第14条の第2項に定める事務代行団体（以下「事業主等」といいます。）を通じて<u>当社</u>に提出することによって財形住宅貯蓄契約を申込むものとしします。</p> <p>3. ～4.（省略）</p>	<p>第3条（財形住宅貯蓄契約および申込方法）</p> <p>（省略）</p> <p>2. 申込者は、所定の「財産形成住宅貯蓄申込書」（以下「申込書」といいます）に買付けを希望する申込コース名その他必要事項を記入のうえ署名、捺印し、これを申込者の事業主または勤労者財産形成促進法第14条の2に定める事務代行団体（以下「事業主等」といいます）を通じて<u>当社の本・支店または営業所</u>（以下「扱店」といいます）に提出することによって財形住宅貯蓄契約を申込むものとしします。</p> <p>3. ～4.（省略）</p>
<p>第4条（金銭の払込み）</p> <p><u>1.</u>（省略）</p> <p>(1)（省略）</p> <p><u>(2)払込金が事業主より拠出された金員である場合は、事業主等と当社との間における覚書にもとづいて事業主等が当社に払込みます。</u></p> <p><u>(3)～(4)</u>（省略）</p> <p>2.（省略）</p>	<p>第4条（金銭の払込み）</p> <p>（省略）</p> <p>(1)（省略）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p><u>(2)～(3)</u>（省略）</p> <p>2.（省略）</p>
<p>第10条（取引および残高の通知）</p> <p>当社は、<u>金融商品取引法その他の法令諸規則の規則に</u>従い、財形住宅貯蓄契約にもとづく申込者の取引および残高の通知を行うものとしします。ただし、事業主等を経由して通知を行うことがあります。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>	<p>第10条（取引および残高の通知）</p> <p>当社は、財形住宅貯蓄契約にもとづく申込者への取引<u>明細</u>および残高<u>明細</u>の通知を<u>次の各号により</u>行うものとしします。ただし、事業主等を経由して行うことがあります。</p> <p><u>(1)買付けの取引明細</u></p> <p>当社は、<u>6ヵ月に1回以上、期間中の買付明細、買付合計金額および買付合計口数等を記載した取引通知書により</u>通知します。ただし、事業主等から特に申し出があった場合は、</p>

新	旧
(削除)	買付けのつど通知します。なお、6 ヶ月に 1 回以上作成する書面には、当該期間中の売却明細についても記載するものとします。
(削除)	(2) 売却の取引明細 当社は、売却の明細については、約定成立後、遅滞なく申込者に返還計算報告書を交付します。
(削除)	(3) 残高明細 当社は、財形住宅貯蓄契約にもとづく口座にかかる残高について、1 年に 1 回以上、申込者に書面により通知します。
第 11 条 (この約款の変更) この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。	第 11 条 (この約款の変更) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要を生じたときは、改訂されることがあります。
(削除)	2. 当社は、この約款の改訂の内容が、申込者の従来の権利を制限し、または申込者にあらたな義務を課すことになる場合には、その改訂事項を申込者に通知いたします。ただし、改訂の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。
(削除)	3. 前項の通知または掲載があった場合、所定の期日までに申込者からの異議の申し立てがないときは、当社は、約款の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。

2. 上記 1. 新旧対照表記載以外の形式的な変更

(変更箇所は、下線部)

変更後の約款における該当箇所	新	旧
第 2 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 12 条	<u>1.</u> . . .	第 1 項の冒頭にアラビア数字の表記なし
第 2 条第 1 項	<u>財形法</u>	<u>勤労者財産形成促進法</u>
第 2 条第 2 項柱書、同項第 4 号ハ	<u>財形法</u>	<u>同法</u>
第 2 条第 2 項第 4 号	<u>イ、ロ、ハ.</u>	<u>①、②、③</u>
第 2 条第 2 項第 4 号ロ	. . .に限る。)に限る) . . .
第 2 条第 2 項第 4 号ハ、第 4 条第 1 項	. . .といひます。)といひます) . . .
第 3 条第 4 項、第 4 条第 1 項第 1 号・第 3 号・第 4 号、第 9 条第 1 項・第 2 項	<u>当社</u>	<u>扱店</u>
第 6 条第 1 項	<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>	<u>社債等の振替に関する法律</u>
第 6 条第 1 項	<u>もとづく</u>	<u>基づく</u>
第 12 条第 2 項第 3 号	. . .受益権の取引または受益権の売却代金 <u>もしくは</u>受益権の買付けまたは受益権の売却代金 <u>および</u> . . .

以上